

Google v. Oracle 事件セミナー

オンライン開催

コンピュータソフトウェアの著作権法による法的保護をめぐることは、半世紀にわたり、アイデアと表現、マージャー理論、フェアユースの法理など様々な法的論点を巡って判例学説上の検討が積み重ねられてきた。その議論が一定の終息をみたと思われていた昨今にあって、再び衆目を集める事件がアメリカで起こった。Google の Android に関し Java API に係る一部コード (declaring code) の著作物性の有無 (米国著作権法 102 条(b)) や、フェアユース (同 107 条) が認められるか否かが争われた Google v. Oracle 事件である。

2010 年、Oracle は Google に対し著作権侵害の訴訟を提起した。複雑な経過を経て、2018 年、連邦控訴裁判所 (CAFC) による著作権侵害の判断を不服とする Google からの上告 (裁量上告の申立て) を米国連邦最高裁判所が受理。2021 年 4 月 5 日、米国最高裁は declaring code の著作物性に関する判断を回避し、著作物性があることを仮定した上で、Google による複製行為がフェアユースに当たるとして著作権侵害を認めず、CAFC の判決を破棄、同裁判所に差し戻した。

本セミナーでは、関連する米国判例の流れを踏まえた上で、コンピュータプログラムの法的保護に関する集大成ともいえる本件判決を徹底的に分析、分かりやすく解説するとともに、我が国への影響まで展望する。

○開催日 **2021 年 5 月 10 日 (月) 14:00-16:30**

○場 所 オンライン (「Zoom ビデオウェビナー」利用予定)

○講 師 石新智規弁護士 (シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業)
伊藤雅浩弁護士 (シティライツ法律事務所)
奥邨弘司教授 (慶應義塾大学)
梶山敬士弁護士 (虎ノ門南法律事務所)
平野高志弁護士 (ブレイクモア法律事務所)

○内 容 イントロダクション (梶山敬士弁護士)
技術説明 (伊藤雅浩弁護士)
ケースヒストリー (石新智規弁護士)
判決におけるフェアユースの具体的判断の説明 (奥邨弘司教授)
日本法との関係 (伊藤雅浩弁護士)
独禁法との関係 (平野高志弁護士)
討論 (司会: 梶山敬士弁護士)

○料 金 SOFTIC 賛助会員: 無料

料金には

- ・本判例にも引用された今までの著名事件に関する SLN(SOFTIC Law News。通常有料)多数
- ・セミナーアーカイブ視聴 (3 日間) が含まれます。

一般 : 19,800 円 アカデミックディスカウント : 9,900 円 *いずれも消費税込

◇申込方法

- ・セミナーのウェブサイト (<https://www.softic.or.jp/seminar/gvo/>) を御参照の上、ウェブサイト上の申込みフォーム又は E-mail にてお申し込みください。

◇お問い合わせ

- ・一般財団法人ソフトウェア情報センター Google-Oracle セミナー係
E-mail: gvo-seminar@softic.or.jp

- * 先着順。定員になり次第締め切らせていただきます。
- * 講師・内容等は予告なく変更されることがあります。